

プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針

令和 7 年 2 月
八千代市

はじめに

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっていることから、国においては、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、さらに令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」が施行されました。この法律により、プラスチックの資源循環を促進するための措置が盛り込まれ、市区町村には、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について必要な措置を講じることが努力義務とされました。

八千代市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月策定の「八千代市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）」の中で、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集を進めることを掲げていますが、現状ではペットボトルを除く家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物（以下、「プラスチック類」という。）は、他の可燃ごみと併せて焼却処理をしています。

このような中、プラスチック類を少しでも資源化することで、ごみの減量化・資源化を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減等を目指すため、令和5年度に「八千代市容器包装プラスチック及び使用製品プラスチックの分別収集並びに再商品化に係る検討業務委託（以下、検討調査」という。）」及び「プラスチックごみの分別収集及び再商品化に係るサウンディング型市場調査（以下、「市場調査」という。）」を実施しました。

この検討調査等を基に、プラスチック類の分別収集及び再商品化の実施手法についての方針を定めるものです。

1. 現状と課題

本市は、冒頭で述べたとおり、プラスチック類の分別収集及び再商品化は行っていません。そのため、プラスチック類の中間処理施設を所有しておらず、中間処理施設用の十分な広さの用地もない状況です。また、市場調査により、現状では市内及び近隣にすぐに中間処理業務委託が可能な民間事業者がないことが確認されています。そのほか、プラスチック資源循環促進法の施行を契機に、基幹的設備改良事業に循環型社会形成推進交付金（以下、「循環交付金」という。）を充当する場合、策定する地域計画期間の末日から1年以内にプラスチック類の分別収集及び再商品化の開始が要件化されたため、本市では、令和8年度から清掃センターの粗大ごみ処理施設、令和11年度から焼却処理施設の基幹的設備改良事業を予定していることから、プラスチック類の分別収集及び再商品化の開始が喫緊の課題となっています。さらに、清掃センターでのプラスチック類の焼却量が減少する場合は、基幹的設備改良事業の設計条件や発熱量に関係します。これらのことから、関係機関と協議を行い、実施時期を見定め、事業スキームを考慮しながら、本市にて中間処理施設を整備するのか、中間処理業務が可能な民間事業者を確保し委託するのかを明確にし、本市に最適な分別収集及び再商品化の手法を決定する必要があります。

2. プラスチック類の収集量について

(1)プラスチック類の収集潜在量

本市の人口は令和4年度末時点で204,818人であり、令和4年度の家庭系ごみの排出量は可燃ごみが34,118t、不燃ごみが875tとなっています。このことから、下記表1のとおり、本市でプラスチック類の分別収集を開始した場合の、プラスチック類の収集潜在量は6,139tです。

表1 本市のプラスチック類の潜在量

	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
ごみ量	34,118t	875t	34,993t
プラスチック類の割合	17.2%	31.0%	—
プラスチック類の量	5,868t	271t	6,139t
	78.49g ／人・日	3.63g ／人・日	82.12g ／人・日

※1人1日あたりのプラスチック類の量は令和4年度末の本市人口204,818人を基に算出。

(2)プラスチック類の収集想定量

他市町村の実績及び環境省の通知を基に本市の基本計画の目標を考慮すると、下記表2のとおり、プラスチック類の収集想定量は2, 211 t、収集想定量の中間処理に必要な想定施設規模は6, 856 m²、処理能力は10 t／日と算出されました。

表2 プラスチック類の年間収集想定量等

項目		量
	容器包装プラスチック	1, 769 t
	プラスチック使用製品	442 t
年間収集想定量		2, 211 t
想定施設規模		10 t／日
最大想定敷地面積		6, 856 m ²

※令和14年度の想定量

3. 事業スキーム

市区町村はプラスチック資源循環促進法第32条に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）に委託し、リサイクルを行う方法（以下、「第32条スキーム」という。）と、プラスチック資源循環促進法第33条に基づき、市区町村と再商品化実施者が連携して再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けて、再商品化実施者がリサイクルを行う方法（以下、「第33条スキーム」という。）のどちらかを選択可能です。それぞれのメリット及びデメリットは下記表3のとおりです。

表3 第32条スキームと第33条スキームの特徴

	第32条スキーム	第33条スキーム
メリ ット	・国の方針に沿った処理ができる。	
	・安定した再商品化が期待される。	・自治体の選別・圧縮梱包を省略できる。
デ メ リ ット	・自治体が容リ協の基準に沿って選別・圧縮梱包を行う必要がある。	・再商品化実施者の探索が必要となる。
	・委託費用が高騰する可能性がある。	・再商品化の実施状況を把握する必要がある。

4. 収集運搬手法

(1)収集方法の現状

本市における、家庭系ごみの分別と収集方法は下記表4のとおりです。プラスチック類の分別収集を行う場合、他のごみの収集と調整を図り、市民に対しての負担を最小限に留めながら、収集方法等の検討が必要となります。現在、本市では、ごみ及び資源物は、ステーション収集もしくは、拠点回収により収集されています。

表4 家庭系ごみの分別と収集方法

区分	主な品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制
可燃ごみ	厨芥類，資源物に出せない紙・布類，プラスチック類，革製品，草木類等	指定ごみ袋 ※少量の枝木（太さ7cm以下で，長さ50cm以下）は，ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託
不燃ごみ	小型電化製品 ガラス・陶磁器類等	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	委託
有害ごみ	乾電池，蛍光管，水銀体温計等	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可			
資源物	紙類（新聞紙，雑誌類，ダンボール，雑がみ）	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託
	布類				
	びん類	コンテナ			
	缶・金属類				
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	委託
		回収ボックス	随時	拠点回収	市
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託
		回収ボックス	随時	拠点回収	市
	白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収	市
	廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収	市
粗大ごみ	大型家具類，布団類，自転車，ソファ等 ※指定ごみ袋（20リットル用）の口が結べない，又は，はみ出してしまう大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託

(2)検討結果

現状の他のごみや資源物の収集状況，プラスチック類の性質，市民へのわかりやすさ，収集の効率性や経済性等を考慮し，下記のとおり整理しました。

収集場所：ステーションによる収集が望ましい。

収集方法：指定ごみ袋もしくは任意の袋とすること，プラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物を同じ袋で塵芥車による一括回収とすることが望ましい。

収集頻度：市民や行政の負担等も考慮し本市に最も望ましい収集頻度とする。（令和5年度時点では，「可燃ごみの収集回数を週3回の内1回減らし，その空いた日とする」案が望ましいと考えられる。）

5. 各ケースの検討

プラスチック類の分別収集及び再商品化方法について，本市の大きな課題となっている中間処理機能をどのようにして確保するかに焦点を置き，選択しうるケースとして下記表5の6つのケースを想定しました。各ケースについて，民間事業者の提案や意見を伺った市場調査も踏まえ，(i)選択可否（実現性），(ii)施設の建築可否，(iii)期間の制約（スケジュールの可否），(iv)関係法令やその他の制約の4つの観点で比較した結果，本市で実現可能なケースは②民間委託（施設整備要）及び③最終処分場西部であると整理しました。市場調査の結果の主な項目は下記表6のとおりです。

表5 各ケースの評価

ケース	評価	概要
①民間委託 (施設整備不要)	×	既存施設にて，本市のプラスチック類を受け入れられる民間事業者がなく，ケースの選択が不可能である。
②民間委託 (施設整備要)	○	事業計画期間内に中間処理施設を保有する予定の民間事業者が存在し，ケースの選択が可能である。
③最終処分場西部	○	当該敷地が将来的な最終処分場の候補地等であるため，相応の手続き等が必要ではあるが，ケースの選択が可能である。
④最終処分場跡地	×	施設建設にあたっての工事上の課題が大きく，ケースの選択が不可能である。
⑤市未利用地	×	候補となる未利用地の敷地面積が不十分であり，ケースの選択が不可能である。
⑥新たな用地買収	×	事業計画期間内に施設整備可能な新たな用地確保が困難であり，ケースの選択が不可能である。

表 6 市場調査の結果（抜粋）

参加申込者数 6 グループ	
調査方法 個別対話による対面調査	
調査項目等	提供を受けた主な情報
提案範囲	中間処理～再商品化または中間処理
①受け入れ可能な基準	・環境省令に定める分別基準及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の設定した引取り品質ガイドラインに適合またはこれに準じた品質であること。 ・汚れたもの、金属類やリチウムイオン電池、在宅医療で使用した針等の異物が含まれてないこと。 ・100%プラスチックで構成されていること。
②受入可能量	・全量可能
③受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）	・透明なビニール袋、指定収集袋、パッカー車または大型トラックによる搬入、圧縮プレス、残渣は返却、圧縮梱包又はバラ、10t車、残渣は処分可能
④受入開始時期	・中間処理を別会社で行うことができれば、すぐに受け入れ可能。 ・本市からの受入量が見込めれば、2027年4月以降可能 ・2028年4月以降可能 ・2025年4月以降可能
⑤中間処理又は再商品化の工程及び手法	・選別、圧縮、梱包、保管 ・プラスチック使用製品廃棄物はケミカルリサイクルをする ・マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクル
⑥中間処理又は再商品化に要する費用	・容器包装プラは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の落札単価と同程度 ・プラスチック使用製品廃棄物は品質により単価が変動する
⑦処理工程における環境負荷軽減の効果	・電力使用削減など工程の工夫により地球温暖化の防止につなげる。 ・太陽光パネル等再生可能エネルギーの導入 ・省エネタイプの選別ライン及び、減容圧縮機、空調等の導入 ・CO₂排出量が少ない設備の導入をする。 ・既に処理工程の中でCO₂の排出量削減を行っている。
⑧事業化の条件	・中間処理施設の用地確保・中間処理施設の建設・中間処理施設の拡張・プラスチック類をケミカルリサイクルの用途に合わせた品質になるよう分別と選別をすること。

さらに、上述の実現可能なケース②及びケース③について、それぞれ第32条スキーム及び第33条スキームの場合に分け、経済性も加えて二次評価を行い、下記表7及び表8のとおり整理しました。

表 7 各ケースの評価（第二次）

	ケース②民間委託案		ケース③最終処分場西部案	
	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム
(1) 事業の 手続き及び 実現上の課 題	・市内又は近隣の民間事業者の施設整備が前提のうえで実現可能である。 ・民間委託する民間事業者との合意形成までのプロセスが課題となる。 ・本市外の民間事業者に民間委託する場合は、当該民間事業者の所在市町村との事前協議が必要となる。		・循環型社会形成推進地域計画策定後、交付金を活用しながら各調査・計画業務を実施することは可能である。また、計画支援事業も柔軟な発注形態が可能ではある。 ・建設候補地は、現在の最終処分場の次期候補地かつ災害廃棄物仮置場の候補地であり、中間処理施設の建設により、最終処分場の用地として活用することが難しくなる。	
	再商品化事業者の確保は不要であり、行政の負担は小さい。	再商品化実施者の確保が必要となる。	ケース②第 32 条スキームに同じ	ケース②第 33 条スキームに同じ
	◎	○	△	△
(2) 資源化の 安定性	・委託先の確保が前提となる。 ・実際の回収量が計画回収量よりも上振れても民間事業であるため、柔軟に処理できる可能性がある。 ・民間事業であるため、事業からの撤退、倒産等の経営リスクがある。		・回収量が上振れた場合、処理能力が不足する可能性もある。 ・市の管理であるため、事業を継続することが可能であり、公共事業としての安定性は確保することが可能である。	
	容リ協の事業スキームのもと、毎年度再商品化事業者による入札が行われており、安定した再商品化が期待できる。	再商品化計画の認定期間は最長で 3 年であり、継続的な再商品化事業者との連携が重要である。	ケース②第 32 条スキームに同じ	ケース②第 33 条スキームに同じ
	○	△	○	△
(3) 市民・ 周辺環境へ の影響	・委託の可能性がある市内の民間事業者が活用する用地次第では、収集車が集中し、渋滞を発生させるリスクがある。 ・市内の民間事業者の建設候補地は工場が集中している立地状況である土地もあるため、近隣への影響を考慮するとともに、安全の確保が必要である。		・想定する搬入出口が、市道に接しており、市道への影響という点では右折進入も想定されることや搬出入口近辺に民間事業者が立地していることから、現状に対して交通への影響は否定できない。そのため、敷地内に十分な周回道路を設けることにより、周辺環境への影響を低減させる工夫が必要である。	
	再商品化手法を選択できず、市民がリサイクルの手法を把握しにくい。	市民へのリサイクルの手法がわかりやすく、再商品化への理解が得られやすい。	ケース②第 32 条スキームに同じ	ケース②第 33 条スキームに同じ
	○	◎	△	△

	ケース②民間委託案		ケース③最終処分場西部案	
	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム
(4) 環境負荷 (CO ₂ 排出量)	・プラスチック資源の分別収集に伴う環境負荷低減効果はある。 現状処理システム排出量： 2.82 kg-CO₂/ kg リサイクルシステム排出量 (リターナブルパレット)： 2.30 kg-CO₂/ kg CO₂削減効果：0.52 kg-CO₂/ kg (※)「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価 (LCA)」 報告書 (JaIME, 2019 年 3 月) より。			
	・ケース③よりも早期に事業を開始できる場合、プラスチック資源に係る CO₂削減効果が大きくなる。一方、委託先の処理能力を他市と競合し、結果的に委託量に制限が生じる場合、CO₂削減効果も限定的となる可能性がある。		・ケース③は、中間処理施設の設置主体と場所の違いであり、資源化手法の違いではないため、ケース②と比べて環境負荷に大きな違いはないと考えられる。ただし、将来的に環境負荷の低い資源化手法を第 33 条スキームにより選択する場合、直営施設であるためケース②よりも融通がきく可能性が高い。	
	○	○	○	○
(5) 経済性	・民間事業者への資源化委託費は不確実かつ社会情勢に応じて流動的であり、昨今の動向からは、上昇する可能性があり、その場合はさらに費用が上振れする。		・施設建設費の費用は事業方式が選択可能である。また、建設請負事業に競争環境が整う場合、費用を低減させられる可能性があり、その場合の費用は下振れする。	
	○	○	◎	◎
全体事業費 (負担額)	1,813,264 千円	1,793,797 千円	1,580,766 千円	1,561,299 千円
総合評価	全体事業費は大きくなるが、実現上の課題や周辺環境への影響が小さく、また、安定した資源化が見込まれるため、本市の公共事業としての選択可能性は高い。		建設関連費用に対する循環交付金の充当や交付税措置により、全体事業費は小さくなるが、周辺環境への影響が大きいだけでなく、実現性に不透明な点が多いため、本市の公共事業としての選択が困難である。	
	容リ協の基準に沿った選別・圧縮梱包が必要にはなるものの、基準さえ満たすことができれば、安定した再商品化が期待できる。	再商品化手法を選択することができると等のメリットがあるのに対し、本市が自ら再商品化実施者の探索が必要となること等再商品化事業の安定性や、再商品化の実施状況を把握する必要があること等の行政の負担について懸念がある。	ケース②第 32 条スキームに同じ	ケース②第 33 条スキームに同じ
	◎	○	△	△

表 8 事業費の内訳

項目	ケース②民間委託案		ケース③最終処分場西部案	
	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム	第 32 条スキーム	第 33 条スキーム
支出（千円）	3,829,342	3,809,875	4,046,649	4,027,182
収集運搬費用	1,602,340	1,602,340	1,602,340	1,602,340
建設関連費用	0	0	932,000	932,000
管理運営費用	0	0	953,898	953,898
中間処理委託費用	1,668,591	1,668,591	0	0
再商品化関連費用	558,411	538,944	558,411	538,944
収入（千円）	2,016,078	2,016,078	2,465,883	2,465,883
循環交付金 ・ 交付税	0	0	449,805	449,805
交付税 (製品プラ)	544,518	544,518	544,518	544,518
分別変更に伴う財 政メリット	1,471,560	1,471,560	1,471,560	1,471,560
全体事業費 (負担額) (千円)	1,813,264	1,793,797	1,580,766	1,561,299

※全体事業費(負担額) (千円) は令和 6 年度～令和 33 年度迄の 28 年間（分別収集開始を令和 14 年度としてランニングコストを算出）の事業費の収支。

6. 評価結果

4. (2)検討結果より、具体的な収集運搬手法については、収集場所は集積場所とすること、収集方法は指定ごみ袋または任意の袋で行うこと、プラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物を同じ袋で塵芥車により収集すること、収集頻度については、可燃ごみの収集回数を週 3 回のうち 1 回減らし、その空いた日にプラスチック類の収集を行うとする案が望ましいと整理されました。

ケース②及びケース③の定量的な評価の結果、令和 6 年度～令和 33 年度の 28 年間の負担金額では、ケース③が僅かに優位という結果が得られました。しかし、ケース③においては、ケース②に比べて、次期最終処分場としての想定があることや、近隣住民との合意形成を図ること等に時間を要する可能性があり、分別収集開始までの期間が長くなることが予想され、事業の実施が不透明です。また、市場調査の結果から、ケース②では、第 32 条スキームにおいて、民間事業者が中間処理施設を建設又は既存施設の拡張を行えば、早ければ令和 9 年度から事業の開始が可能、第 33 条スキームにおいては、中間処理施設又は積み替え保管場所の確保ができれば、現時点でも受入れ可能なルートが存在するという回答が得られ、第 33 条スキームを選択する場合の課題として、現時点で中間処理施設等の場所がないことが課題となりました。

以上のことから、ケース②において、実現性の高い第32条スキームでの民間委託を開始する方針に優位性があるとの評価結果となりました。なお、将来的に第33条スキームの選択もできれば、市場の変動に左右されづらい、安定的な資源化体制の確保がされ、柔軟にプラスチック類の資源化方針を変容することが可能です。

表9 第32条スキームでの民間委託のスケジュール（案）

業務名称\年度			令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
プラスチック 分別 収集 及び 再商品 化	①	プラスチック類の分別収集及び再商品化 の検討業務委託										
	②	プラスチック類の分別収集及び再商品化 の方針決定										
	③	八千代市一般廃棄物処理基本計画の改訂										
	④	処理委託契約の形態や条件検討（必要に 応じて広域処理の事前協議）										
	⑤	処理委託の発注・契約										
	⑥	民間事業者の施設準備等										
	⑦	住民への説明（必要によりモデル事業の 実施）										
	⑧	プラスチック類の分別収集及び再商品化 の開始										
基幹的 設備 改良 事業	⑨	循環型社会形成推進地域計画策定（令和 7年度～令和13年度の7年間）										
	⑩	基幹的設備改良工事（粗大ごみ処理施 設）										
	⑪	基幹的設備改良工事（焼却処理施設）										

7. 実施方針

上述の検討調査を基に関係機関と協議を行い、本市では、下記のような方針とすることになりました。

(1)収集運搬等

不要となったプラスチック類の収集は、市民の分別と排出の利便性や、効率的な収集等からも、一括での収集とします。

収集場所については、検討調査におけるプラスチック類の収集想定量が約2,200トンであり、これは令和5年度における不燃・有害ごみの2倍以上であることから、拠点ではなく集積場所で行うこととします。

また、収集頻度については、収集想定量やプラスチック類の形状及び比重等から、飛散防止や圧縮による効果的な収集等が可能な塵芥車により週1回の収集とします。

なお、新たにプラスチック類の収集を開始すると、可燃ごみに含まれているプラスチック類の一部が分別され、可燃ごみの減量が見込まれることから、可燃ごみの収集回数を週3回から週2回に変更することを前提として、今後、可燃ごみ及びプラスチック類の収集日を設定します。

集積場所における収集方法については、コンテナ等の収集袋以外による収集は、プラスチック類の多様な形状等から飛散等の課題があるため、収集袋での収集とします。また、収集袋は、市の指定ごみ袋を前提に検討を進めます。これは本市においてレジ袋の削減並びにマイバックを推奨していることや、収集袋の規格を定めないことで収集や処理に支障をきたす可能性が想定されるためです。

なお、本市では、可燃・不燃・有害のごみは有料指定ごみ袋での収集を行っており、令和5年度の指定ごみ袋の対象ごみは、市民の協力により、人口増加にもかかわらず前年度より1,041トンの減量となっています。新たにプラスチック類の分別収集を開始する場合においても、プラスチック類の減量や分別の促進、そして、分別収集及び再商品化には多額の費用が掛かること等から、プラスチック類の有料指定ごみ袋についても併せて検討します。

(2)収集対象品目

環境省では、原材料の全部または大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物のうち、分別収集に含めてよいものとして157品目を例示していますが、一部、金属・繊維・合成ゴム等の複合素材が使用されている品目があることから、収集対象品目については、市民の分かりやすさや分別の負担、中間処理及び再商品化の効率化等を考慮し、プラスチック素材100%のものを前提として、今後、中間処理及び再商品化の手法を具体的に検討していく際に、収集品目の詳細について決定します。

(3)中間処理

本市に中間処理施設がない現状において、事業の実現可能性、処理施設の建築可否等を検討調査及び市場調査した結果、次の２つのケースで事業成立の可能性が確認できました。

- ①民間事業者への中間処理委託（処理施設を保有又は整備する民間事業者に処理を委託）
- ②市で中間処理施設を整備して中間処理（本市の最終処分場西部（候補地）に整備）

このことから、①②の両方で、第３２条スキーム、第３３条スキームでの事業をそれぞれ検討しました。

①の「民間事業者への中間処理委託」については、市場調査において第３２条スキームと第３３条スキームのいずれでも課題はあるものの実施可能であるとの回答が得られました。一方、②の「市で中間処理施設を整備して中間処理」については、次期最終処分場の想定が変更になることや、近隣住民との合意形成等から事業に課題や不透明性があります。以上のことから、中間処理については、「民間事業者への中間処理委託」とします。

(4)再商品化

再商品化の手法である、第３２条スキームと第３３条スキームについては、第３２条スキームは、容リ協の基準に沿った選別・圧縮梱包が必要となりますが、再商品化事業者の確保は不要となります。

第３３条スキームは、市の作成する再商品化計画に基づきリサイクルを行うため、プラスチック類の再商品化の過程や結果が市民へ分かりやすいという利点がありますが、再商品化事業者の確保の他、再商品化の実施状況の把握が必要となります。また、どちらのスキームにおいても、再商品化事業者に引き渡すための、中間処理や積み替え保管場所の確保が必要となります。

現時点では、第３２条スキームと第３３条スキームのいずれの手法であっても実施の可能性があるため、収集品目等の検討と併せ、民間事業者との対話等を進め、本市に最適な再商品化の手法を決定します。

(5)スケジュール等

検討調査では、第３２条スキームの場合、「民間事業者が中間処理施設を建設または既存施設の拡張を行えば、早ければ令和９年度から事業の開始が可能」との評価結果となりました。

また、第３３条スキームの場合、「中間処理施設または積み替え保管場所の確保ができれば、現時点でも受入れ可能なルートが存在する」との評価結果となったことから、第３２条スキームと第３３条スキームのいずれの手法であっても、令和９年度以降できるだけ早い段階での開始を目指し、遅くとも令和１０年度中には実施できるよう準備を進めます。

(6)まとめ

【収集運搬等】

- ・プラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物を一括収集
- ・集積場所において週１回塵芥車で収集（併せて可燃ごみ収集日を週３回から週２回への変更を前提に可燃ごみ及びプラスチック類の収集日を設定）
- ・収集袋での収集（市の指定ごみ袋を前提に，有料化についても市民負担や事業効果等を総合的に勘案しながら検討）

【収集対象品目】

- ・収集品目はプラスチック素材１００％のものを前提に詳細を決定

【中間処理及び再商品化】

- ・民間事業者への中間処理委託を行い，第３２条スキームまたは第３３条スキームで実施

【スケジュール】

- ・令和９年度以降できるだけ早い段階での開始を目指し，遅くとも令和１０年度中には実施

本方針決定後，事業実施に向けた取組みを進めていく中で，より効果的な手法が発現した場合や，新たな課題等が発生した場合には，方針の変更を検討するものとします。